

京都市訓令甲第 42 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 条本文中「損害賠償請求権等に基づく」を「損害賠償請求権その他
行財政局財政担当局長（以下「財政担当局長」という。）が定める」に改め、
同条ただし書中「除く。）」の右に「に係る債権」を加え、「この」を「こ
の」に改める。

第 2 条第 1 項中「または事業所の長等専決規程」を「又は京都市事業所
の長等専決規程」に、「所属長を経てすみやかに事件の」を「速やかにその」
に、「総務局長」を「財政担当局長」に、「適切な債務履行の請求を行なう
とともに、」を「請求、督促その他の必要な処理を行うとともに、財政担当
局長が定める」に改め、同条第 2 項中「総務局長は債権処理」を「財政担
当局長は、債権の処理」に、「付し」を「付して、」に改める。

第 4 条中「よりその所管債権」を「おいて所管する債権」に、「総務局長
あて」を「財政担当局長」に改める。

第 5 条中「総務局総務部総務課長は、」を「行財政局財政部財産活用促進
課長は、財政担当局長が定める」に改める。

第 6 条中「総務局長」を「財政担当局長」に、「認めた」を「認める」に

改め、「債権事務所管の」を削り、「債権処理」を「債権の処理」に、「または債権確保」を「又は債権の確保のため」に、「講ずべき」を「講じる」に改める。

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第4条関係）」に改め、「件名」の右に「及び発生年月日」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部総務課)